

△開 会

○委員長（成川幸太郎） それでは、ただいまから、川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎） 御異議ありませんので、お手元の審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。

現在、3名から傍聴及び写真撮影の申出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申出がある場合にも、委員長において随時許可いたします。

△川内原子力発電所の運転状況について

○委員長（成川幸太郎） それでは、川内原子力発電所の運転状況についてを議題とします。

まず、当局に説明を求めます。

○原子力安全室長（宮田高敬） それでは、調査事項（1）の川内原子力発電所の運転状況について御説明いたしますので、資料1、川内原子力発電所の運転状況を御準備ください。

まず、1ページの1、運転状況及び発電実績についてですが、1号機につきましては、上段に記載のとおり、令和5年5月19日に第27回定期検査を終了し、通常運転中でございます。

次に、発電電力量につきましては、表の下から2行目に記載のとおり、令和5年度について、5月末現在で8.4億キロワットアワー、設備利用率は64.3%となっております。設備利用率につきましては、下の計算のとおりでございます。

次に、2ページを御覧ください。

2号機につきましては、上段に記載のとおり、令和5年5月13日から第26回定期検査を実施しております。定期検査の内容につきましては、後ほど御説明いたします。発電電力量につきましては、表の下から2行目に記載のとおり、令和5年度につきまして、5月末現在で9.7億キロワットアワー、設備利用率は74.3%となっております。

次に、3ページを御覧ください。

2の放射性廃棄物の管理状況について、令和5年5月末現在の1・2号機の合計を御説明いた

します。

まず、（1）の気体・液体廃棄物の放出量ですが、表の下から2行目、令和5年度の欄に記載しておりますとおり、気体廃棄物につきましては、9.1掛ける10の8乗ベクレルで、その下に記載されております年間放出管理目標値1.7掛ける10の15乗ベクレルを大きく下回って管理されております。

その右側の液体廃棄物の放出量は、検出限界値以下となっております。

参考までにトリチウムについて、一番下に放出量の表を記載しております。令和5年5月末現在の放出量は、8.7掛ける10の12乗ベクレルであり、その下に記載されております年間放出管理基準値の1.1掛ける10の14乗ベクレルを大きく下回って管理されております。

次に、4ページを御覧ください。

（2）の固体廃棄物の貯蔵量ですが、5月末現在、200リットルドラム缶相当で、2万7,582本貯蔵されており、貯蔵容量約3万7,000本に対しまして、貯蔵率74.5%となっております。

その下には、参考としまして月別の発生量、焼却減容量、搬出量、貯蔵量を掲載しておりますので、後ほどお目通しください。

次に、3の使用済燃料の貯蔵の状況ですが、5月末現在、1・2号機の合計貯蔵容量3,224体に対しまして、現在の貯蔵量は、使用済燃料が2,337体で、再使用燃料が29体、合計2,366体となっており、貯蔵容量に対し73.4%となっております。

次に、4の新燃料の保管状況ですが、5月末現在で1号機が4体、2号機が44体の合計48体を保管しております。

最後に、5のトラブル情報ですが、今回も法令に基づき、国へ報告を要する事象等はございませんでした。

次に、先ほど御説明しました、2号機の定期検査について御説明いたしますので、資料2を御覧ください。

川内原子力発電所2号機第26回定期検査につきましては、5月11日に主要事項処理経過報告でもお知らせしたところでございますが、5月13日から実施されており、発電再開を本年7月

中旬、通常運転復帰を本年8月中旬に予定されております。

その検査・点検等の主な項目と作業内容をお示ししております。原子炉設備につきましては、原子炉本体や蒸気発生器、燃料などについて、点検や検査、取替えなどが実施されることとなっております。

また、タービン設備につきましては、本体や付属設備について点検や機能検査が実施されます。そのほか、電気設備や制御設備などについても同様に点検や検査が行われております。

主な工事としましては、燃料集合体のうち、一部を新燃料に取り替えることとされております。なお、1号機につきましても同様に、第27回定期検査を本年2月16日から5月19日の期間で実施されております。

検査内容としましては、今回の2号機と同様であり、燃料につきましては40体の取替えが行われております。

○委員長（成川幸太郎） ただいま、当局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎） 質疑はないと認めます。

以上で、川内原子力発電所の運転状況についてを終了します。

△川内原子力発電所1・2号機の運転期間延長について

○委員長（成川幸太郎） 次は、川内原子力発電所1・2号機の運転期間延長についてを議題とします。

まず、去る14日に開催されました鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会により、川内原子力発電所の運転期間延長の検証結果に関する住民説明会を受けて、当局におかれましては、15日に原子力政策調査部会を開催されておりますが、これまでの経緯を含めて、その考え方などありましたら、説明をお願いいたします。

○未来政策部長（古川英利） お配りした資料3をお願いいたします。

運転期間延長の検証結果に関する説明経過につきましては、5月26日に鹿児島県原子力安全・

避難計画等防災専門委員会の座長が、検証結果を知事に報告をされております。

これから動きが活発化されておまして、6月6日には、県がホームページに要請書案を公表されるとともに、UPZ内の9市町に対して、要請書案に対する意見を照会する旨を発表されました。

私ども原子力政策調査部会は、これを受けまして14日の説明会に参加しまして、15日にこの部会を開催したところであります。

原子力政策調査部会は、令和3年10月18日に設置しておりますが、これまで情報収集に努めてまいりました。15日は、この、14日の住民説明会の結果を振り返りながら、県が本市を含めた9市町に行った、この要請書案に対する意見照会について議論したところでございます。

議論の内容としては、原発立地自治体として、どのような意見を述べるべきであるか、今後の対応や進め方について議論を交わしまして、原子力政策調査部会としての考えを整理したところでございます。

現在は、市長、副市長、教育長が参加する意思決定機関の政策会議の議論に今、移っているところでございます。いずれにいたしましても、政策会議の議論を踏まえて、市長がこの意見の中身について整理されるという手順になっております。

○委員長（成川幸太郎） ただいま、当局から説明がありましたが、14日の説明会を含めて、これより質疑を行いたいと思います。御質疑願います。

○委員（井上勝博） すみません、どの資料なのか分からなくて、今説明された資料というのはどれですか。

○未来政策部長（古川英利） 資料3でありました。申し訳ございません。

○委員（井上勝博） 資料3、いいですよ。

○委員（坂口健太） 資料3についてお伺いいたしますけれども、県が今後、川内原子力発電所の運転期間延長の検証結果の概要を、UPZ内全戸に配布するという事なんですけれども、配布の方法というのは、どのような形になるのでしょうか。分かっていたら教えてください。

○原子力安全室長（宮田高敬） 県のほうから、UPZ圏内の各世帯に配布を、ということで依頼がございまして、今、薩摩川内市におきましては、

各自治会文書を通して配布することで、今、計画しております。

○委員（坂口健太）つまり、全戸配布という形ではあるけれども、自治会未加入世帯には配布されないということによろしいですか。

○原子力安全室長（宮田高敬）はい、そのとおりです。各自治会加入者におきましては、自治会の文書送達において配布することとしており、それ以外につきましては、本庁、各支所におきまして、その概要資料を設置することで対応させていただきたいということと、あとはホームページ等でも掲載して周知を図っているところでございます。

○委員（坂口健太）これは、原子力広報の在り方だけではないんですけれども、県に対して、全戸配布という形を取るのであれば、自治会文書での発送ではなくて、特に今回、普段の「原子力広報薩摩川内」とも、また違いますから、ちゃんと全戸に行き渡るような形を要請をしていただきたいと思います。

○委員（川添公貴）1点ちょっと確認したいと思うんですけど。

市の職員による協議を踏まえて、今、政策会議に上げているということでしたよね。県は各1市4町に意見を求められて、部長判断だろうとは、そこは理解するんですけれども、本市としては、その政策会議で、議論を踏まえて市長が判断を示すだろうという、今、部長の説明だったんですけれども。

よく考えてみると、議会の意見はどこに加味されるのという疑問が浮いてくるのが一つ。そこはパブリックコメントが出されているので、募集が出されているので、議会に対しては、パブリックコメントで出してくださいという趣旨なのか、どうも微妙なところであるので、そこ辺の考え方をもう一回、詳しく教えてもらえないでしょうかね。

○未来政策部長（古川英利）市長の判断と議会の関係だと思んですが、政策会議の中では、本日の委員会の議論も添えて検討するというところで、今、まだ検討が続いている状況ですので、今日の結果も、ちゃんと踏まえたいと考えております。

それから、市の意見については後で公表もされるということです。我々もそういうことがあるの

で、議会だけではなくて、いろんな方々の意見も踏まえた形でどんな意見をするべきかということで、今、検討を進めているところでございます。

○委員（川添公貴）本日の議論がどういう方向に委員長が進めるのかは分かりませんが、原子力政策調査部会で協議して上申された内容について手元にないんですよね。だから、それを見て我々も意見を付議するのか、それとも全くなしで、県の意見書、九電と原子力規制委員会に対する意見書があったんですけれども、一応ざっとは見たんですけれども、それに対して意見を述べよということによろしいのか。独自の判断をせよということ。皆さん方が出した結論に対して、こちらが意見をつけるというのはないということによろしいですか。

○未来政策部長（古川英利）政策会議で決定したのを、議会に御意見を伺うというのは想定しておりませんでした。住民説明会での議論、それから、そのほかでも日頃の公聴の結果、それを踏まえて原子力の調査部会として、一応、たたき台は作ったんですけれども、今日の出た御意見等も含めた形で、政策会議としては決定していこうかという段取りでありました。

○委員（川添公貴）さきの6月14日の説明会のことを盛んにおっしゃるんですけれども、説明については大体理解をしたんですけれども、市民の声、質疑・応答の際に司会者から、説明したことに対して質疑をお願いしたいということがありました。何人質問されたか数は数えなかったんですけれども、1人、若い方が内容に沿って質問されたのが一つありました。

それから、塗膜の劣化度調査をどのようにしたのかという、専門的な質問だったのでちょっと関心があったんですけれども、この2点だけでしたよね。あとは、自己主張をずっとみんな、させていただきで、中身について、ここはどうなってどういう調査をされたんですかというのは、私はなかったように記憶しているんです。

それらを踏まえて、その部会で意見をまとめたというのであれば、どのような内容なのかというのは、私は見てみたい気もするし、どのような意見を出されたのかというのは見てみたいというのがあります。

○未来政策部長（古川英利）調査部会として、

どのような意見をまとめたのかという御質問かと思えます。

私どもとして調査部会の中で議論したのは、まずは、市長がいつも述べています厳正な審査と、それから事業者に対しては安全な運転と説明責任というところが、これが骨格になります。あと、それにどういうのを付け足そうかということで議論はしたところでございます。

○委員（井上勝博） 私は今回の分科会を可能な限り傍聴するというで来ていましたが、最後の分科会、第12回は行けなくて、その分科会が終わった報告書が上げられた専門委員会のほうに傍聴に行ったわけですね。

その際に、後藤政志さんが専門委員会に特別委員としておられて、後藤政志さんはこの報告書については、同意できないという話をされたわけですね。それを一般質問で市長にコメントを求めたんですけども、コメントはなかったわけですけども、やっぱり問題は結果だけを見るんじゃないかと、その議論の中身がどうだったのかということも、ちゃんと民主的にやられたのかどうかということも含めて、市の見解は示すべきだというふうに思うんですが、そういう見解はお持ちなんではないか。

○市民安全部次長（遠矢一星） 今の御質問につきまして、もちろん本会議でも答弁しておりますが、我々も分科会、それから専門委員会、欠かさず傍聴はさせていただいております。やはり、これにつきましては、答弁どおり、県の分科会、それから専門委員会として、しっかり取りまとめられたものと認識しておりますので、そういった形で考えております。

○委員（井上勝博） 私、重要な問題だと思うんですね。知事が、なぜ選挙公約の中で原子力行政に批判的な人を入れるというふうな約束をしたのか。そして、そういう人が今回の報告書については、全く同意できないと言っている。そして、後藤政志さんは第12回分科会のときに、自分の主張されている意見を3つ出されて、それがホームページにも掲載されているわけですが、全く無視されている状態であるということについて、議論の経過というのを無視するというのは、私はおかしいんじゃないかなと思うんですね。

民主的にやられているのかどうか、専門委員会

の分科会委員の本当に合意が得られているのか。後藤政志さんだけじゃなかったですよ。渡邊委員も、これは第11回分科会の時の議事録に載っていましたが、まるで電気事業者が書いたような報告ですね。正確には覚えていないですけども、そういうような言い方をされていて、結局、議論された内容が、十分に報告書の中に反映されていないというのは、ほかの委員からも指摘されているところなんですよ。

それが出たら適正であるというような言い方をされて報告書が出回ると。これ本当にそういう問題があるのを隠蔽しているんじゃないかというふうに疑わざるを得ないですよ。それは市も同じ態度であると、適正であるというか、報告書はちゃんとやられたものだというふうに認識しているという、そういう経過を全く無視するようなことを言うというのは、私はどうなのかなと思いますけれどもね。どうなのでしょうかね。本当にいいんでしょうか。

○市民安全部次長（遠矢一星） すみません。我々としては、県が設置した専門委員会、それから分科会が、その会の中で取りまとめられておりますので、我々がいろんな御意見を言う立場にはないと思っておりますが。

全ての議論については、報告書に入らなかった部分については、議事録として全て公開されておりますので、それも含めた形の報告というふうに我々は認識しているところです。

○委員（井上勝博） 議事録は認識されているわけですから、そういうことについて意見を持たないというのはどういうことなんですかね。

○市民安全部長（上戸理志） 本会議場で答弁いたしましたとおり、県の専門委員会、それから分科会、こちらで取りまとめられたものですので、市としてそれに対して言及したり、コメントする立場ではございませんし、今、隠蔽とか言われましたけど、次長からも答弁ありました。こちらの報告書、176ページの中にその辺のやり取り、それから、ホームページの中には全ての議事録等が残っておりますので、決してそういう隠蔽という形でなく、そういったものに基づいて県がまとめられたものと認識しております。

○委員（井上勝博） では、後藤政志さんが、少なくとも一人の委員の方が全く同意できないとい

うふうなことについての見解は、全くないんですか。問題ないというお話なんですか。

○市民安全部長（上戸理志） 後藤政志先生については、委員が言われたように慎重な立場ということで参加されて、様々な意見を言われたというのは、私たちも認識しております。最終的な結論、これは分科会専門委員会でもまとめられたものですので、我々として、それに対して言及する立場にはございません。

○委員（井上勝博） 要するに、結果として出たものだけを見るんですということを行っているわけですね。結果として見た表向きの看板だけを見ますと、それだけの内容は見ませんよということを行っているのと等しいですよ。その内容については何が行われていても市は知らんよということを行っているのと等しいですよ。そう思いませんか。

○市民安全部長（上戸理志） 市は何も知らないということではなくて、先ほど次長からあったとおり、全ての分科会、それから専門委員会を傍聴しております。そういった中のコメント等も把握する中で、最終的には県で取りまとめたものに対して、市としてコメントする立場にはございません。

○委員（川添公貴） 今の質問で、もう一回確認したいのですが、県の専門委員会、これは県が設置したものですよね。専門委員会が分科会を設置して、委員の指名は、県知事がしたわけですよ。そもそも論として、自治体独立の観点からいくと、県という自治体が指名したのに対して、その中で議論されるプロセスにおいて、市が意見を述べる機会を求められましたか。求められていないのであれば、議事録精査を必ずしているの、議事録と開示された資料についても、ホームページに載っていますよね。こういう資料が出ましたということで、そこがあります。そこはチェックされているということなので、まず、そもそも論として、県のプロセスの中において求められたかどうかですよ。

私はないと理解しているの、出された結果において県から意見を求められているという状況がありますよね。それをさっき質問したので、どういう意見を作ったのかというのは、そこで初めて物申すことができるんだらうと私は解釈している

ので、そこを詳しくさっき聞いたんですけども。

それから、余計なことなんですけども、井上さんが固有名詞を出されましたので、後藤政志さんという方は、原子炉の設計のプロだと私は理解していたんですけども、その方が反対の理由として、議論が拙速であるというようなことを、一文おっしゃっていたように記憶しているんですが。

だから分科会としては拙速だろうが、何だろうがいろんな意見が出た中で結論が出たと私は理解しているんですよ。それを踏まえて委員会がきちっと最終的な意見書案を出してきたと思うので、先のそういったことを私が聞いたところについて答弁をお願いしたい、そこに意見を挟む余地があったのかどうか。

それから、住民説明会において、原子炉構造について3ページにわたって説明がありましたよね。その後藤さんの専門分野のはずなのでそこは、中性子照射による脆化の部分があったんですけども、その質問が出るのかなと思っていたんですけども、一切出なかったのだから全く興味がないんだらうと思って。そういうことも踏まえて、そういうことを聞く機会があったのかどうか、お答え願いたいと思います。

○市民安全部長（上戸理志） 分科会、専門委員会の議論の中で、そういった我々に意見を求めるというプロセスはございませんでした。川添委員お見込みのとおりでございます。

最終的に専門委員会がまとめました、県のほうに提出されました。県のほうが要請書（案）ということで、国それから九州電力に出す要請書（案）に対して、関係9市町に対して意見を今求められているところでございます。

○委員（森満 晃） この委員会で、運転期間の延長についてということで、我々がこの委員会で何を議論するのかなというテーマが少し広過ぎて、専門委員会の方向について議論するのか、延長について、全体的なものなのか。それとも原子力安全室がまとめられた、検査結果に対する説明の経過についてを今、議論しているのか、何か方向性がちょっと見えないんですけども、どこについて、この経過についてですか。

○委員長（成川幸太郎） 基本的には、県が委員会の報告を出した。それを受けて説明会があったので、委員の方全員が説明会に参加されてお

ますので、その結果を受けて、我々自身がどんなふうな意見を持って対処するか、あるいは専門委員会にまだ説明が足りなかったということで、また説明を求める機会を設けるかどうかということも含めて、今日は論議をしていただきたいということです。

○委員（井上勝博）今、委員長が言われた専門委員会に聞くことがあるのかどうかということですか。そういうのも含まれるんですか。

○委員長（成川幸太郎）14日の説明を受けて、あれで十分だと……。

○委員（井上勝博）いや、十分じゃないです。

○委員長（成川幸太郎）特別委員会が判断するのかしないのかということですか。

○委員（井上勝博）ちゃんと参考人として、呼んでほしいなと思いますよね。

○委員（川添公貴）森満委員がおっしゃったのは十分理解しますね。やっぱり本日の調査目的が延長についてということであるので、その文言どおりでいくと延長の可否の判断をする過程の議論をするべきだろうと、私が今日、思ったらこの審査委員会のどうのこうのというのがあったので、出された以上、それに対して質問をしますけれども。

やはりここは、まずは、市に対しては意見照会をしているので、延長の可否の判断をする以前に住民説明会の中身について、もうちょっと我々が聞きたいよね、もうあれで十分だよねという話もあってもいいのかなと思います。本日の審査日程でいくと、延長について広く議論しましょうということなので、審査日程について異議を言わなかったのも、もうこれでやるしかないですよ。日程について意見がなかったの。

おっしゃるとおり、専門委員会が出された意見に対して、委員会として我々が意見をここで言うのかどうか、そこをしっかりと明確にしておくべきだろうと思います。私は反対です。統一意見が取られないと思うので、これはパブリックコメントが募集されているので、そこで出すべきだろうと。意見を求められておりませんので、私は自分で出しますけれども。だからそこをしっかりと仕分けをして、こういうのがありましたよねということしていくのかどうかですね。

それと、一番気になるのは、今日の日程の中に

ある延長問題について、先ほど質問しましたように、市としてどのような判断をするのか、ここが一番重要な点でありますので、そこをやっぱり大事に抑えていかないと、今後の判断材料としてはなっていないと思いますね。

もう一つ言うと、先ほど原子力政策調査部会の結論が出たら出すということなので、私としては、個人的にはその原子力政策調査部会が作られた素案をまずは見てみたいという気もします。

それで市長の判断、政策会議がどうこうしなさいということとは言わないんですけども、その素案がどういう、行政のプロの方が作った案ですので、我々素人が、やっぱり勉強のために見せていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○未来政策部長（古川英利）政策会議で、今、議論中なんですけども、この原子力政策調査部会はまだたたき台を作るところなので、そこを見たいというお気持ちはよく分かるんですけども、やはり政策会議の中でも変わっていくので、ちょっと出し切れないところがあります。

ただ、内容につきましては、先ほどちょっと触れましたけども、この要請書（案）に対する意見ですので、要請書（案）を踏まえながらですけども、原子力の立地市、薩摩川内市として、やはり原子力規制委員会に対しては厳正な審査、それから審査の内容、結果は分かりやすく、それから、九州電力に対しましては安全な運転管理及び情報公開の徹底と、市民に分かりやすく丁寧に説明してほしいというのは、これは、いつも市長が申されていること、これが骨格になります。

これに何を足していくかということで、今、議論を進めているところでございます。

○委員（井上勝博）森満委員が言われていることについての回答が、まだないような気がするんですけども、私はまたちょっと外れるというか、今のお話の中で、徹底した情報公開とおっしゃいました、九州電力に対して。私、やっぱり本会議で、系統分離していきやいけなかった、火災防護対象ケーブルの問題についてお尋ねしたわけですけれども、安全性、問題ないという回答でした。

だけど、私が指摘しているのは、そういう安全性の問題とかいうんじゃないで、なぜそうなったのかと。なぜそんなことが起こったのかということですよ。つまり、設工認という過程を経て、

設計の段階でこういう工事をしますよということでパスするわけですね。そのパスした後に点検をしているわけですね、工事が終わったら点検しているはずですね。事業者が点検した結果、していなかった部分が後で発覚したわけですね。なぜそういうことが起こるのかということについて、情報公開は全然していないじゃないですか。どうなんですか、そこは。

〔「議題外じゃないか」と呼ぶ者あり〕

○委員（井上勝博）議題外じゃない。情報公開を徹底してくれという話をされて、それが違うんだと。しかし、実際はそうじゃないじゃないかということを行っているんですよ。

○原子力安全室長（宮田高敬）この火災防護対象ケーブルにつきましては、3月末にありました、原子力規制委員会の中で審議されたところでございますが、そのときの報告としましては途中経過ということで、今、報告があったところでございますので、今後またその辺が調査されて明らかになっていくものと認識しております。

○委員（井上勝博）九州電力が、そんな検討しなくちゃいけないのか、事実を言えればいいわけじゃないですか。そもそもどういう時期にしなければいけなかった工事なのか。設工認どおりにやっていたのが、点検から漏れてしまって、結局、再稼働しているわけですね。

本当にその工事が行われていないということが分かっていたら、再稼働ができなかったんじゃないのかというふうに疑いが持たれるんですが、そこら辺の工事の時期というのは、本当はいつやらなきゃいけない時期だったのかということに分かりますか。

○委員長（成川幸太郎）ちょっと飛躍しているような気がするんですけども。

○委員（井上勝博）すみません。では、その議題については後で調べていただいて、いつやらなきゃいけなかった工事なのかを教えてください。

○委員長（成川幸太郎）個別に……。

○委員（井上勝博）教えてくださいね。

○原子力安全室長（宮田高敬）また確認しまして、個別に、井上委員のほうに御回答させていただきたいと思っております。

○委員長（成川幸太郎）先ほど森満委員から議題の今日のテーマについてということです。た

だ、当局のほうにおいても、部会の中で結論を出されるわけじゃないでしょうし、14日の説明会を受けて、今後、県、また国の判断もあるでしょうけども、一回で結論を出すんじゃなくて、今後、やはり運転については論議をすることもあるだろうということで、途中経過としての論議という形で今日はしています。

14日の説明会で、県の説明は十分納得、皆さんができたということであれば、それを受けて、今後また県に対する意見が17件くらい来ているということだったんですかね、昨日。いろんな県が意見を受けて、いろんな発表もするだろうと思いますし、そういったものを踏まえながら、我々も慎重に論議を進めていかなければいけないということで、今日は議題に上げております。

今日、その結論を出すということではありませんので、取りあえずは14日の説明会を受けて、我々がどういうふう感じたかということで、論議を皆さんと共通認識を持ちたいということで議題に上げておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（井上勝博）このパブリックコメント、今、意見募集をしております。これについて、市民の間から、この意見募集について、結果として回答ができないとかそういうことがあった場合はどうなるのかと。結局、ただ聞くだけの話だったら意味がないけれども、このパブリックコメントというのはどういう位置づけがされているのか。

場合によっては県民の意見が多く寄せられて、この報告書自体については、一回引っ込めるとか、そういうことも考えられるんだったら意味があるんでしょうけれども、どういう位置づけなのかと。

○委員長（成川幸太郎）井上委員、それは県がやっていることに対する意見であって、当局が、今、答えられる問題じゃないでしょう。

○委員（井上勝博）いや、どういう位置づけなのか。つまり、きちんとした回答されるパブリックコメントなのかどうか、ということなんですけれども、そこら辺確認をして……。

○委員長（成川幸太郎）当局、これについて答えられますか。

○原子力安全室長（宮田高敬）ちょっとお答えしづらい部分であります。ただ、我々はUPZ

内の9市町に要請書の内容について意見を求められています。その際、意見の部分は公開されるということだけは聞いております。

○委員長（成川幸太郎） 井上委員が今言われたのは、要するに当局が、県が意見募集をやっているの、それをどうするかということ、こちらからどうしてくれって要望するんだっただけに分かりますけど、どうなるんですかということ、はちょっと……。

○委員（井上勝博） これについては、通常はパブリックコメントというのは回答をきちっとされてきていると思うんですけども、それと同じような扱いなのかどうかということだけは確認していただきたいんです。ただ、聞き置くだけでは駄目なんじゃないかということなんです。

○委員（阿久根憲造） 1点だけ確認ではないんですけど、結局、川内原子力発電所の稼働にしる、延長にしる、これは規制基準というものがあって、原子力規制委員会の下でそれが確認されて、電力事業者さんがそれをクリアすることで運転ができるということになっておりますよね。

今度の20年延長についても、原子力規制委員会と九州電力さんの取組の結果で、それを鹿児島県、自治体とか私どもの薩摩川内市が判断するという流れになってくるんだろうと思います。それを受けての前回の14日の説明会を見ましたけど、あまりにも専門的で、私も、なんちゃって理系なんですけど、ちょっとやそっとでは理解しづらい。

高校生の方がすごくいいコメントをされていて、分かりにくかったということ、を言われているんですけど、分かりやすい説明が欲しかったという説明があるんですけど、分かるためにはやっぱりそれなりに勉強しないと、分かることができないという部分もあると思うんですね。

この薩摩川内市の行財政運営というのは、原子力発電所が立地しているという結構なアドバンテージの下でやっているところも、十分にあるかなという感じもしております。そのことを意識し、ずっとあってほしいって思う市民もいれば、大変な過酷な事故が起きるおそれがあるということで危惧を抱いている住民もいる中で、その中でいろんな舵取りをやるのは難しいのかなという感じはするんですが、市民が調べたり、勉強するチャンスというのは行政として与え続けていかないと

いけないのかなという感じがします。

当初の坂口委員のほうのお話でもありましたけれども、やっぱり自治会未加入者の方にも何らかの勉強する手立てがしっかり届くようなことはちょっとしていただきたいということと、あと我々も再来週ぐらいに視察をして規制委員会等で勉強してくる予定なんですけど、今後ともちょっと勉強していかないと、なかなかこの難しい結論というのは出しにくいので、引き続きまた一緒に勉強する機会を行政のほうからも提供してほしいなというふうに要望です。

○原子力安全室長（宮田高敬） 今、いただきましたとおり原子力安全室のほうでは一般の市民の方を対象としました発電所の見学会であったり、あとはこちらのほうから出向いての出前講座であったりということで、原子力発電所についての知識の普及等も行っておりますので、そういったことを行っているということ、を積極的にアピールして、いろんな方々の知識の普及に努めていきたいと考えております。

○委員（川添公貴） ちなみに県のこの規制委員会に対する意見書の中で、照射誘起型応力腐食割れ、多分、これは中性子照射による脆化のことだろうと思うので、これが3点ほど書いてある。御存じのように、まだ原子炉の中に試験片が一片入っているんですね。今回、抜かずにやったんですけども、それに対して、市の部会のほうはどのような意見をつけたのか。

○未来政策部長（古川英利） ちなみにということではありますが、科学的な追求にはやっぱり限界があるということで、遠矢次長のほうが専門的で、そういう分科会とか全部出て理解はしておりますが、部会の中での議論というところでは具体的に出ておりませんでした。

○委員（川添公貴） 一番肝心要の原子炉のところなので、そこが一番重要だと思うんですね。だから、照射による脆化が進むのは当然分かっているの、その脆化の速度、推計を出したはずなんです。

あのとき14日の説明会でそれを質問しようとしたら、もう反対の人がわいわい言うて、なかなか手を挙げる機会がなくて、脆化の速度、それを保守的に見た段階において延長が可能だよというのが出されたんだろうとは思いますが、そ

こに市の部会のプロとして、どのような形でよりどれくらいの安全面を持ってしたのかという意見をつけるのかなと思っていたので聞いただけのことで答弁はいいですよ。

○市民安全部次長（遠矢一星）回答になっているか分からないんですが、規制委員会への要請項目、また、九州電力への要請項目につきましても、やはり今後の予測式等の精度を高めていきなさいというものであったり、保守について早め早めの対応を取りなさいというのが中心であったらうと思います。

また、世界的な知見も集めていく中で、今年の1月現在ですけれども、40年を超えて運転している原子力発電所は109基だっただと思います。そのうち15基は50年を超えて運転をしております。

こういったところのいろんな知見であったり、また、もし何かトラブルがあればトラブル情報であったり、そういったものが広く、全国原子力発電所所在市町村協議会で情報を集めていただいて、日本の規制、それから事業者としての対応にどう生かしていくかということなどにもつながっているとっておりますので、そういった今後の対応についてを、主に記載されているものと認識しております。

○委員長（成川幸太郎）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、川内原子力発電所1・2号機の運転期間延長についてを終了いたします。

△陳情第3号 高レベル放射性廃棄物処分施設建設調査についての陳情書

○委員長（成川幸太郎）次は、陳情第3号高レベル放射性廃棄物処分施設建設調査についての陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、6月26日の本会議において、陳情文書表が配付されておりましたので、陳情の朗読は省略いたします。（巻末に陳情文書表を添付）それでは、陳情審査に入ります。

まず、本陳情の内容に関して、当局から何か説

明事項がありますか。

○原子力安全室長（宮田高敬）当局からの説明はございません。

○委員長（成川幸太郎）特に説明事項はないということですが、委員の皆様から当局に確認したい事項はありませんか。

○委員（井上勝博）市長の立場はこの間確認をされてきていると思うんですよね。この最終処分場について、薩摩川内市に、これは調査というふうになってはいますけれども、誘致についての見解は出されていると思うんですけれども、特にありませんと言われたから、ちょっとびっくりしたんですけど、それはどういうことなんですかね。

今までの見解というのは、要するにそういうものは誘致するつもりは全くありませんとお話しされていたと思うんですが、どうなんですか。

○原子力安全室長（宮田高敬）すみません、説明が足りませんでした。今の陳情につきましては、こちらのほうから特に御説明はございません。

○委員長（成川幸太郎）当局に確認したいことということで、何かありますか。この陳情につきまして確認したい事項がなければ、この陳情に関して委員の皆様方の質疑に入りたいと思います。

○委員（井上勝博）率直に言って、この問題については、今、高レベル廃棄物はあるわけ、現実的に、使用済核燃料も現実にあるわけですよ。これをどうするかという問題については、もちろん考えなきゃいけない。

福島原発事故が起こった後に、モンゴルに頼んでそこに埋めてもらいたい話がありましたけど、モンゴルはそれは断ったという話ですけども、当たり前なことであって。日本で出されたごみは、日本で処理しなくちゃいけない。当たり前なことなんですよ。

だけど、私は前提として、どうしようもないごみだから、これ以上ごみを出してはならないんだと。だから、一刻も早く原発をゼロにして、そしてこの問題については、その上で国民的合意を得なきゃいけない問題だというふうに考えておまして、やっぱり原発ゼロというのが前提になっておりますので、この陳情のように、ごみをどうするかという問題について、今、私は優先事項が違うんじゃないかというふうに思っております。

○委員長（成川幸太郎）ほかに御意見は。

[「自由討議は」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）自由討議の声がありますので、自由討議に入ります。

○委員（森満 晃）自由討議ということで、陳情の趣旨ですけど、地層処分の処分施設についてということなので、内容をこう読みましたけど、もう少し陳情者の方のどういう思いでこういう陳情を出されたのか、聞いてみたいなという思いがあります。

○委員（坂口健太）ただいま森満委員からもございましたけれども、陳情文書表を読みますと、高レベル放射性廃棄物処分場施設調査についてを「関係機関に要望してもらいたく」とあるんですが、高レベル放射性廃棄物処分場施設調査について、まだちょっとよく趣旨のところから分からないところもございますので、陳情をいただいた陳情者に対して、趣旨を確認する場があってもいいのではないかなと思うところです。

○委員（川添公貴）るる何回も読ませていただいたんですけども、まず高レベル放射性廃棄物処分場というのは最終処分場のことです。それを関係機関に要望してもらいたく陳情するということは、最終処分場を造れるのか造れないかという文献調査をする必要があるということでもありますよね。NUMOのホームページを見ますと、住民説明があって、もう一つ段階があって、それで文献調査するという手順にはなっているんですけども、この陳情の一元的には、最初の前段で関係機関へ要望したいということは文献調査してくださいという陳情だと思います。

それから、国家石油地下備蓄基地、例の甕島までトンネルが行っているだろうという話は、実際見ていないので分からないんですけども、旧鉱山の、それがいいんじゃないかという話があるんですが。

これに添付されていた参考資料を見させていただくと、地下のあの部分に甕断層が走っていて、確かEFだったと思うんですけども、なかなか甕断層が走っているところを掘って行って、というのを書いてあったんですけども、それも調べるとすると、やはり文献調査せざるを得ない。

だから、帰結点としてこの陳情は私は文献調査してくださいというふうに解しているんですけども、ほかの委員の方が陳情の願意を確かめてみ

たいということであるとするならば、本日はこれを伸ばして、継続審査として一回、陳情者の森永さんのお気持ち等を聞くのもありかとは思いますが。

ただし、結論で言うておきますね。これは文献調査してくれという要望書を出してくれという陳情だと解しているので、私としては、やはり今、鹿児島県としてもその文献調査しませんよという結論が出ているので、果たしてどうかなというところがありますけれども、確かにこの文献調査をすることによって交付金が20億円出てきますし、そういう魅力はあるんでしょうけれども、現時点においてはやはりそのような方向に体制を動かすということは、ちょっと厳しいものがあると思っていますので、意見を聞くということでもありますので、そのような方向で取り計らいをしていただければ結構かと思えます。

○委員長（成川幸太郎）ほかに御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）それでは、意見が尽きたようですので、自由討議を終わります。

ただいま自由討議の中で、本陳情に関して森永満郎氏の参考人招致を求める声がありましたが、本陳情を引き続き審査する取扱いになった場合にお諮りしたいと思いますので、その際に改めて参考人招致の意見を出してくださるようお願いしたいと思います。

この陳情を、今、自由討議の中で川添委員から継続審査にしてはということがありましたけれど、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（成川幸太郎）ただいま継続審査を求める声がありますので、ここで起立によりお諮りします。本陳情を継続審査することに賛成する委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（成川幸太郎）起立多数であります。よって、本陳情は継続審査とすることに決定しました。

なお、委員長において閉会中の継続審査の申出を議長にいたします。本陳情の審査を一時中止します。

ただいま本陳情に関しまして、森永満郎氏の参考人招致を求める声がありましたが、このことに

ついて何か御意見はありませんか。

○委員（森満晃）参考人招致でお願いします。

○委員長（成川幸太郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）それでは、本陳情に関して森永満郎氏を参考人招致したいと思いますのですが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

それでは、招致の日程についてお諮りします。

招致の日程については、改めて調整したいと思いますのですが、日程調整については委員長に一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

当局は、ここで退席されて結構です。御苦労さまでした。

（当局職員退席）

△委員長報告の取扱い

○委員長（成川幸太郎）以上で、日程の全てを終わりました。ここで委員長報告の取扱いについてお諮りします。

本日の委員会で調査しました事項につきまして、本会議最終日において委員長報告を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（成川幸太郎）以上で、本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（成川幸太郎）御異議ありませんので、以上で川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

【卷末資料】

陳情文書表

受理番号	陳情第 3 号	受理年月日	令和 5 年 6 月 6 日
件名	高レベル放射性廃棄物処分施設建設調査についての陳情書		
陳情者	薩摩川内市国分寺町 6 6 6 8 番地 1 5 ミツロー事務所 森永 満郎		
要 旨			
<p>このほど国会で法律が改正され、原子力発電所は 60 年を超えて運転することが可能になった。だが、原子力発電所に関する最大の課題と言える、高レベル放射性廃棄物の処分については、施設建設地の選定すら進展の動きが伝えられてこない。原子力発電所のある地域に暮らす住民として、考えさせられる問題に思えてならない。</p> <p>そこで、原発誘致決議をして、川内原子力発電所建設の歴史を開いた議会にこの問題に正面から向き合い、「高レベル放射性廃棄物処分場施設調査について」を関係機関に要望してもらいたく、陳情する。</p> <p>陳情の趣旨は、施設建設地の可能性を探る地質調査である。考えているのは、薩摩川内市の本土と甕島間に海底トンネルを通し、その中間付近から深く坑道を掘り下げて、「地層処分施設」を建設することが可能かどうかである。</p> <p>甕海峡の地質に関しては、川内原子力発電所に関連して、いくらかの資料があるはずである。また、地下の岩盤については隣の自治体、いちき串木野市に「国家石油地下備蓄施設」があり、想像を助ける資料になると考える。</p> <p>薩摩川内市議会に期待するのは、原子力発電に関する特別委員会があり、対策・調査と専門的に取り組んでいることである。</p> <p>さらに、議会での審議、審査は公開され、記録されることに信頼を置きたい。</p> <p>議会の傍聴、議事録の閲覧を通して、原発に賛成するにしても、反対するにしても、より豊富な、正しい判断材料を得ることができることを期待したい。</p> <p>「核ごみ」に限定するのではなく、それを作り出す原子力発電所という、私たちの身近にあり、話題性の多い施設についても、その仕組み、安全性にまで議論の輪が広がり、情報が発信され、さらに次世代、後世に伝わることへの期待が大きい。</p>			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 成 川 幸太郎